

神奈川 青年 税理士 クラブ

KANAGAWA SEINEN ZEIRISHI CLUB

第51回定期総会議事録
新旧代表幹事就・退任挨拶
新執行部就任挨拶
論壇:大規模自然災害発生時における実務
厚生行事・オンラインツアーアンケート
研究会・研修会レポート

No.172
2021. 9. 1

第51回定期総会開催

令和3年6月5日（土）／税理士会館



議長 吉田将太会員



坂田二郎前代表幹事



矢野直子前総務部長

令和3年6月5日（土）午後2時より税理士会館にて神奈川青年税理士クラブ第51回定期総会が下記の通り開催されました。

会員数	153名
本人出席	(開始時点) 22名 (終了時点) 24名
委任状による出席	61名
議長	吉田 将太 会員
議事録署名人	前田 信哉 会員
書記	小野寺 美奈 会員

開会に先立って、坂田二郎代表幹事による開会の挨拶がありました。

司会者高柳律彦会員は、規約の定めにより議長の選任が必要である旨を述べ、その選任方法を司会者一任として良いかを会場に諮ったところ、会場より司会者一任の声があったため、吉田将太会

員を議長として指名しました。

吉田将太会員は議長席につき、議事録署名人および書記を選任する必要がある旨を述べ、その選任方法を議長一任として良いかを会場に諮ったところ、会場より異議なしの発言があり、議事録署名人に前田信哉会員を、書記に小野寺美奈会員を指名し、直ちに議事に入りました。

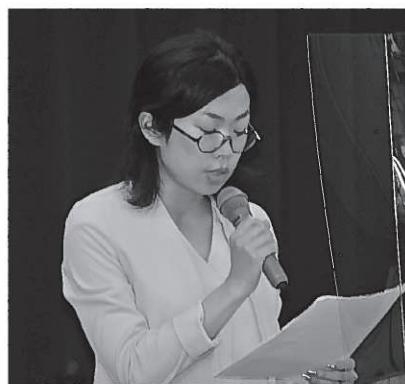
第1号議案 令和2年度事業報告承認の件

第1号議案が上程され、議長は上記議案につき執行部に説明を求めました。坂田二郎代表幹事及び矢野直子総務部長より活動内容の説明・報告がありました。

議長は本議案について、会員より寄せられた事前質問を読み上げました。高橋和宏会員より「今月東京地方税理士会（以下、「本会」という。）の



司会 高柳律彦会員



古閑千枝前経理部長



幸田順子会計監事

総会があるが、質問する予定はあるのか。税理士法に関することなど、青税会員から質問してほしい。」という事前質問がありました。この質問を受けて坂田二郎代表幹事より「6月24日の本会総会において、本年も個人会員からの質問となるが質問する予定であり、4月の本会との懇談会を踏まえた質問を予定している。」との回答がありました。

次いで本議案について会場及び Zoom 視聴参加者に諮ったところ、Zoom 視聴参加の長尾祐二会員より「税制改正意見書について、内部の勉強で完結していいものか。税制改正意見書作成のゴールは明確になっているのか。」との質問がありました。この質問を受けて坂田二郎代表幹事より「税制改正意見書の内容は、内部の勉強会だけで完結するつもりはない。本会及び日税連への提出はもちろん、より多くの会員・税理士等に届くようにしていきたいと考えている。」との回答がありました。上記の質疑応答の後、第1号議案に関して採決を行い、賛成多数で承認可決されました。



代表等推薦委員長 杉浦大介会員



石澤健太新代表幹事

第 2 号議案 令和 2 年度収支決算承認の件

第 2 号議案が上程され、議長は上記議案につき執行部に説明を求めました。古閑千枝経理部長及び幸田順子会計監事より説明・報告がありました。上記の説明・報告の後、第 2 号議案に関して採決を行い、賛成多数で承認可決されました。

第 3 号議案 規約改正の件

第 3 号議案が上程され、議長は上記議案について執行部に説明を求めました。坂田二郎代表幹事より、会員が出産した場合の会費の免除制度について申請期間の明確化の規約改正を行いたい旨の説明がありました。上記の説明の後、第 3 号議案に関して採決を行い、賛成多数で承認可決されました。

第 4 号議案 役員改選の件

第 4 号議案について杉浦大介代表等推薦委員長より役員改選提案があり、議長が会場に諮ったところ、拍手をもって承認可決されました。

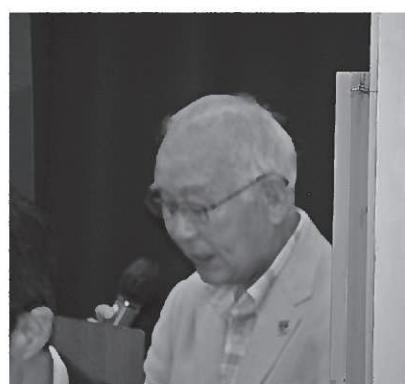
その後、石澤健太新代表幹事により新たに任命された部長及び副代表幹事が各自挨拶し、抱負を述べた後、石澤健太新代表幹事が挨拶を行いました。



質問者 長尾祐二会員



質問者 有馬英雄会員



質問者 横濱英紀会員



設営準備



アクリル板で感染対策

第5号議案 令和3年度事業計画案承認の件、 第6号議案 令和3年度収支予算案承認の件

第5号議案・第6号議案が一括上程され、議長は上記議案につき執行部に説明を求めました。石澤健太新代表幹事より令和3年度事業計画案の基本方針及び令和3年度収支予算案について説明がされました。

ここで議長より、会員より寄せられた要望等を読み上げました。青木昌一会員より「人との繋がりも減ってきてている中、青税の存在意義が問われる時期に来ているのではないか。こんな状況だからこそ、青税の存在意義を示していくかなければいけない。制度問題であれば連続の勉強会をして、しっかり勉強していくのもいいと思う。テーマを決めてDVDなどを作ってオンライン研修で流すのもいいのではないか。取り組み自体が何よりの研鑽となる。このような活動を期待しています。」という要望、大沢優子会員より、「コロナ禍で大変だと思いますが、青税だからこそできることなど取り組んで頑張ってください。」という激励がありました。白坂博行会員より「青税に限らずオ

ンライン研修が多くなっていますが、全体の参加者がそれほど増えていないと聞きます。参加しやすい研修などの企画に力を入れてください。」という要望、長谷川博会員より「青税は制度問題を扱う団体です。その観点から、以下の4つについて取り組んでもらえることを期待しています。①あるべき税理士制度について見識を深めてください。②テレワークなどいろいろな働き方がありますが、税理士法における事務所の定義などを理解して、一部なし崩し的に行われているテレワークの問題点を再認識してください。③大手の税理士法人など、支店に税理士が常駐していないケースも現実として見受けられます。税理士と納税者との信頼関係には、いつでもそこに税理士がいるという安心感も前提になるため、一部の形骸化した実態について問題意識を持ってください。④ここまで述べたような問題を含めて、税理士は納税者に信頼されて初めて専門業として成り立つということを理解し、職業倫理の見識を深めてください。」という要望がありました。

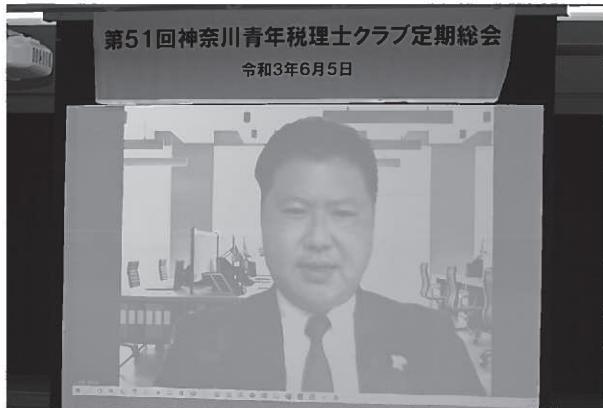
次いで議長は本議案について、会場に諮ったところ、有馬英雄会員より「神奈川青年税理士クラブ50周年記念式典について、予定されていた令和3年10月は再延期となつたがいつまで延期される予定なのか。」という質問がありました。この質問を受けて石澤健太新代表幹事及び前田信哉実行委員長より、「コロナウイルス感染症の状況を勘案した上で、マスクなしで会食出来るようになり次第開催したいと考えている。」との回答がありました。前田信哉会員より「本年度の事業計画のテーマ“もっとよく遊び、もっとよく学べ”は、平成29年度の足達恒夫代表幹事のテーマ“よく学び、よく遊べ”から影響を受けたとのことだが、



50周年記念式典事業実行委員長 前田信哉会員



ご来賓の北島則行東京地方税理士会会長



Zoom 上にて森岡崇全国青年税理士連盟会長よりご祝辞

“もっと”が増えている。この“もっと”にはどのような思いがあるのか。基本方針についての説明を踏まえ、石澤健太新代表幹事が考える税理士制度についての問題点を部分的にでも聞かせて欲しい」といった内容の質問がありました。この質問を受けて石澤健太新代表幹事は、「何を“もっと”であるかについて個別具体的に答えられないが、税法・税理士法の知識だけでなく、経営や営業、人事評価方法やIT関連の最新情報など、税理士としてだけでなく、社会人・経営者として知っておかなくてはならないことも数多くあり、勉強テーマには限りがないため、貪欲にもっと学ぶ、という決意を示した。“もっと遊ぶ”は、実際に集まって遊ぶだけでなく、オンラインでの親睦も可能となり、楽しみ方も様々な可能性が広がったので、方法問わず、みんなで楽しむことを達成したいと考えている。税理士法は歴史があり、古い時代に作られた法律であるため、事業計画でも説明をした通り、ITを駆使して法律の範囲内で仕事が出来るように税理士法の改正を検討すべき時期に来ていると考えている。」という趣旨的回答がありました。

横濱英紀会員より「基本方針から3つの要望をしたい。①税理士法改正について。昭和25年シャウブ勧告により申告納税制度となり納税者をサポート・納税者を擁護するための税理士制度である。それをかなえるためには試験合格者が税理士になるべきだが、現在は試験合格者が少ない。税理士会の執行部にゲタを預けていても、これまで大した改正にはならなかった。特例をやめて合格者のみに税理士資格を付与すべきであると、強く言うべきだ。②会員拡大について。本会の会員数が約5,000人。それに対し、神奈川青税の会員数

が約150人は少ない。試験合格者だけではなく、パンフレット等を作成し会員を増やし、青税に加入すれば税理士制度について深く学ぶことができ、様々なメリットがあることを多く知らせて欲しい。③税制改正について。申告納税制度は重要である。年末調整に反対しているのであるから、税制を簡素にすべきである。昭和40年代を最後に大きな税制改正が行われておらず、判例も少ない。青税で3~4年かけて税制の根幹を提言できるような議論を行ってほしい。80代の私にはあまり時間がない。」といった内容の要望がありました。この要望を受けて石澤健太新代表幹事は、「①試験合格者の割合が増えない大きな理由の一つとして、試験が難化傾向にあることと考えている。しかし、単純に易化してしまうことは問題であるため、税理士試験の難易度についても議論していくきたいと考えている。②SNSなどの媒体を駆使して会員増強に努めてまいりたい。③税制は公平・中立・簡素の3要素が重要と考えている。税制が年々複雑化し、税務賠償も増えており、税制の簡素化は重要であると考えている。」という内容の考えを述べました。

上記の意見交換・質疑応答後、第5号議案・第6号議案について個別に採決を行い、それぞれ賛成多数で承認可決されました。

議長は、以上をもって本日の審議の全てを終了した旨を述べました。

次いで、ご来賓の北島則行東京地方税理士会会長、Zoom上にて森岡崇全国青年税理士連盟会長よりご祝辞を頂戴しました。

平良夏木東京青年税理士連盟会長より頂いた祝電の披露の後、上谷智美副代表幹事の閉会の言葉をもって午後4時20分に本総会を終了しました。

終わりに

令和 3 年 6 月開催の定期総会も前回と同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、例年通りの会場型開催は厳しい状況でした。会員には極力委任状での出席をお願いし、Zoom を利用した Web 型の参加を取り入れた定期総会となりました。



総会ではご紹介できなかった
埼玉青年税理士連盟からの御祝花



前執行部の皆様お疲れ様でした！



新執行部をよろしくお願いします

代表幹事退任のご挨拶

前代表幹事 坂田二郎

昨年の 6 月、コロナ禍の真っ最中に第 51 代代表幹事に就任致しました。就任時は、1 年後にはコロナも落ち着いていると思っておりましたが、今年も通常通りの開催ができない中、執行部の皆様に支えていただいた 1 年間の活動報告をさせていただき退任となりました。



コロナ禍でのスタートとなりましたので、就任時には不安でいっぱいだったことをよく覚えています。例年通りに行ってきたことができない中で青税らしさをどう出していくか、考える日々が続きました。先輩方の声として、「無理をすることはない。」「今年は活動できなくても仕方ない。」そんな優しいお言葉をたくさんいただきました。ただ、こんな状況でも入会の申込もいただくこと

ができ、「こんな状況だからこそ青税に何かを期待して入会してくださる方がいる」そんな思いが自分で大きくなり、やれる範囲で青税らしい活動をしていこうと思いました。

制度部においては、例年開催されていた秋季シンポジウムは残念ながら中止となりましたが、論文作成の代わりとして冊子の作成を行いました。また、税理士法についても連続勉強会を開催しようと高橋和宏会員を講師に迎えて Web での勉強会を開催しました。11 月を第 1 回として、その後も連続開催する予定でしたが、令和 3 年 1 月の緊急事態宣言の発出により残念ながら 2 回目以降は中止となりました。

税制改正意見書については、コロナ禍でも例年通りの意見書の作成を目指し、高崎委員長を中心に全て Web 形式ではありましたが勉強会を開催し、例年に引けを取らない意見書を作成し、日税連および本会に提出することができました。

この 1 年間の制度部の活動は非常に困難を要しました。そんな中しっかりとまとめあげ歴史ある神奈川青税の制度部の活動を例年同様すすめること

ができたのは、いうまでもなく吉本（こもと）制度部長の頑張りにつきます。

研究部においては、内容に応じて対面形式と Web 形式の勉強会を取り入れました。外部講師を招いた研修も、Web に対応していただける方に講師を依頼し、充実した内容の研修会を開催することができました。また、判例研究会では対面型にこだわり、11 月には記念すべき第 100 回開催を達成することができました。事務所見学会においては朝日税理士法人にご協力いただき、Web を使ったライブ配信を行い事務所の様子を配信しました。コロナ禍という状況を理解し、今までにないやり方も取り入れながら充実した研修活動ができたのは吉澤研究部長のアイデアと行動力があったからです。

今期、一番力を入れたいと思ったのは広報活動です。活動内容が見えづらくならないよう、広報部からの発信を強めたいと思いました。この思いをくみ取っていただき松浦広報部長には、Facebook の更新頻度を高めていただきました。パンフレットのデザインも一新しました。ホームページも更新しました。松浦広報部長の行動力には頭が上がりません。

厚生部においては、忘年会は中止としましたが、例年開催している秋と春の厚生行事はオンラインツアーを開催しました。当然初の試みとなり、何をどう調べていいかわからないところからのスタートとなりましたが、有馬厚生部長を中心に厚生部で案を出し合い、秋は香川県に、春はオーストラリアにオンラインツアーに行ってきました。画面越しでもそれぞれの現地の感覚を感じることができる充実したツアーとなっていました。その後の Web 懇親会でも、絵しりとりや人狼ゲームなどで参加者の笑顔が見れたことは大きな収穫になったと思っております。

経理部においては、古閑経理部長が最初から最後まで事細かに対応してくださいました。会費の未納はゼロです。また、今期は特別会計の収支決算書も作成することになりましたが、最後まで丁寧に対応してくださいました。1 年間、経理部を安心してお任せすることができたのは、古閑経理部長だったからです。

そして、総務部においては、例年通りに開催できない行事が続く中、臨機応変に対応していただき感謝しかありません。矢野総務部長には、毎月

の幹事会の準備、合格祝賀会、定期総会の準備、会員の入退会など、ただでさえ業務が多い中で、例年とは違う準備等は本当に大変だったと思います。代表幹事の右腕として矢野部長がいてくださったのは本当に心強かったです。

まだ、しばらくはコロナ禍での活動が続いているそうです。今期はコロナ禍 1 年目を過ごしたと思っております。この 1 年間の活動が今後の活動に少しでも生かすことができれば嬉しく思います。こんな状況ですが、今まで通りの青税らしさを出しつつ、新たな魅力を作っていくことが青税の今後の発展につながっていきます。そのような活動ができるのは石澤代表率いる新執行部だと思いますので、これからは支える側として全力でサポートさせていただきます。

1 年間本当にありがとうございました。

代表幹事就任のご挨拶

代表幹事 石澤 健太

令和 3 年 6 月 5 日の定期総会において、第 52 代神奈川青年税理士クラブ、代表幹事に就任いたしました石澤健太と申します。



50 年以上の伝統を持つ神奈川青税の代表幹事に推薦いただいたことを大変誇らしく思うと同時に、しっかり責任を果たさなくてはならないとの大きなプレッシャーを感じています。

ご存知の会員の方もいらっしゃるかと思いますが、私の師匠である辻村会員は、神奈川青税の第 19 代代表幹事を務め、その後は全国青税の第 27 代会長も務めています。また私の父である石澤一英も神奈川青税の第 25 代代表幹事でした。私がまだ幼いころは、父に連れられ青税のイベントに参加したこともあり、また、就職後も事務所内で青税関係の連絡を辻村会員に取り次いだりなど、振り返ってみると、幼いころから現在に至るまで、すぐそばに青税があった環境でした。

昨年の 10 月に杉浦会員から神奈川青税の代表推薦の話をいただきましたが、師匠と父親だけでなく、私自身が入会して以降、歴代の代表幹事の

諸先輩方の頼りになる姿を見てきて、代表幹事という立場に憧れの気持ちもありました。職場や家族の了解を得るため、その場でのお返事は保留とさせて頂きましたが、家族や職場にしっかりと説明し了解を得て、10月中には杉浦会員に正式に代表幹事を引き受けたことをお伝えしました。

さて、今年度の事業スローガンは『もっとよく遊び、もっとよく学べ！』です。このスローガンは第48代代表幹事、足達恒夫会員の掲げられたスローガンをお借りしました。私が神奈川青税に入会して以降、もっとも影響を受けた先輩の一人が足達恒夫会員です。足達会員にはたくさんの遊びやいろいろなお酒をも教えて頂く一方で、私が入会した平成25年の合格者祝賀会では、『税理士は合格してからも勉強だよ』と、浮かれ気分だったところに、厳しくも暖かいお言葉も頂きました。まさにその姿からよく遊ぶこととよく学ぶことの大切さを教えてもらいました。足達会員は残念ながら平成31年の1月にご逝去されてしまいましたが、そのスピリットをしっかりと引き継いで、私も足達会員と同じように、その姿勢をもって会員を引っ張っていけるような代表幹事をを目指して、一年間取り組んでいきます。

これまで神奈川青税や全国青税では、様々な役職を経験させていただきましたが、恥ずかしながら自分自身100%やり切れたと思えるものはありません。しかしながら、代表幹事という役職をそのような後悔で終えることは、推薦してくださった杉浦会員、50年の歴史をつないできた先輩方、総会において承認をしてくださった会員の皆様に対して、あまりにも失礼です。しっかりと前を向いて、先輩方から引き受けた歴史と伝統のバトンをしっかりとつないでいく所存でございます。そして一年後の定期総会で、100%やりきったと自信をもって言えるような状況で、全員笑顔で次の執行部にバトンタッチができるよう、そしてすべての会員の皆様の思い出に残るように、しっかりと活動をしていきます。

まだまだコロナの影響は少なくないですが、ワクチンの普及も始まり、なんとか出口が見え始めてきています。会員の力を併せて、コロナにも負けないような素晴らしい一年にしていきましょう！一年間よろしくお願ひいたします！

副代表幹事挨拶

副代表幹事 長谷川 勝 義

今年度、石澤代表幹事のもと、副代表幹事を拝命いたしました長谷川勝義です。入会同期の石澤代表を支え、この一年青税活動を盛り上げられるように全力で取り組みます。また、50周年記念式典と12年ぶりの全国大会とイベントも多い年ですが、全国の皆様に神奈川の魅力を知って頂けるように、こちらもしっかりと企画運営をしていきます。一年間よろしくお願ひいたします。



副代表幹事 上谷 智美

このたび 副代表幹事を拝命いたしました上谷です。

コロナ禍を脱することがなかなか難しくなっております。ですが、難しい中でも、青税らしく、アクティブに、研修はじめ各行事を進めて参ります。



コロナ禍前と異なり、会員の皆様にもご不便をおかけがあることは思いますが、何年か経過した頃に、本期の行事をきっかけに面白い企画が生まれたなんて評価を受けることが出来るよう、幹事皆で取りくむ所存です。

それでは、一年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

副代表幹事 坂田 二郎

今年度、副代表幹事を務めさせていただきます坂田です。

昨年は会員の皆様に大変お世話になりました。コロナ禍の1年間、代表幹事を務めさせていただいた経験を生かし、石澤新執行部を支えられるよう青税活動に取り組んでいきます。「もっとよく遊び、もっとよく学べ」をテーマとした石澤代表がとても頼もしく、どんな活動になっていくのか今から楽しみです。1年間



どうぞよろしくお願ひいたします。

総務部長挨拶

総務部 部長 深沢智仁

この度、総務部長を拝命いたしました深沢智仁と申します。

私が青税に入会したときの総務部長川口さんを含め、お世話になってきた総務部長8名はとても優秀な方々でしたので、身の引き締まる思いです。

コロナ禍でも活動がストップすることのないように、Zoom等を使用して幹事会の運営や裏方の仕事を行っています。今年度の執行部(私以外)は強力打線のため、私は送りバントや進塁打を打つなど、チームプレーの精神で戦っていきたいと考えています。

会員の皆様のお役に立てるよう、精一杯頑張ります。一年間、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



制度部長挨拶

制度部 部長 矢野直子

今年度制度部長を務めさせていただきます矢野直子と申します。

制度部では、税制改正意見書の小野寺美奈委員長と秋季シンポジウムの代わりとなります全国研鑽事業勉強会の吉澤寿朗委員長を中心に勉強会を実施いたします。また、税理士法についての勉強会も行っていきたいと思っています。

まだまだ、集合しての勉強会は出来ない状況が続くかと思いますが、代わりにオンラインによる勉強会を行なう予定です。

3人で頑張って勉強会を盛り上げていきたいと思っていますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。



研究部長挨拶

研究部 部長 古本惠資

研究部長を拝命いたしました古本惠資(コモトケイスケ)と申します。

お酒も飲めず、研修も受けられない青税って何?という想いがあり、講師のあてが無い自分には不適当だらうと思いつつも、引き受ける事にしました。皆さまのご助力を頂戴しつつ、多くの研修会を企画したいと思います。

研修会は、オンライン参加が可能となるように準備いたします。多くの皆さまに参加いただければ幸いです。よろしくお願ひします。



経理部長挨拶

経理部 部長 松浦美穂

経理部長を拝命しました松浦美穂です。

前年の広報部とは大きく方向転換し、攻めから守りになりました。

皆様からお預かりする大切な会費ですので、会員にとって有意義な活動に使えるように、しっかりと守っていきたいと思います。

同時に、円滑な活動ができるように、各部と連携して進めていきます。



どうぞよろしくお願ひいたします。

厚生部長挨拶

厚生部 部長 高崎芳成

厚生部長を拝命いたしました
高崎芳成と申します。

不自由な毎日が続いますが、少しづつ改善の兆しも見られる中、凝り固まった心と身体を癒すようなイベントを企画します。

従来のように難しいかもしれません、世の中の状況を見ながら出来ることを慎重に検討していきます。皆様からもいいアイデアがございましたら、是非お寄せ下さい！

これから一年間どうぞよろしくお願いします。



広報部長挨拶

広報部 部長 石川耕介

広報部長を拝命しました石川
耕介と申します。

神奈川青年税理士クラブ2年目で、初めての部長職、ということで、右も左もわからない状況ですが、何卒ご指導ご鞭撻よろしくお願い致します。

早速、いくつかミスもありましたが、頼りになる先輩方のフォローに助けられました。

頼もしい先輩方の足をあまりひっぱらないように頑張ってまいります。



論壇

大規模自然災害発生時における実務 ～東日本大震災と熊本地震～

関 雅信



I. はじめに

(1) NHKの朝ドラ

みなさんは、現在、放映中のNHK朝ドラ「お帰りモネ」をご覧になっているだろうか？主人公は宮城県気仙沼市出身で、同県登米市の山林組合に就職する。日々の仕事をするうちに海と山の気候変化に興味を持ち、その後、気象予報士の道に進むという設定である。そのためドラマの中では集中豪雨や土砂崩れの発生メカニズムなど気象予報に関する話題が数多く取り上げられている。

青春時代を気仙沼で過ごした主人公は東日本大震災へのトラウマを感じている。幼馴染の父親は津波で奥さんと新造したばかりの船を失い、1億円以上の借金を抱えて苦しんでいる姿が描かれている。

(2) 問題提起

筆者が税理士になって20年近いが、その間、

常に納税者に対する「税務支援」に大きな関心を持ち続けている。このような想いの一環として、これまでに東日本大震災や熊本地震その他、機会があるたびに積極的に災害被災者のための税務相談会に参加してきた。

近年の日本では異常気象が続いているおり、毎年のように全国各地で集中豪雨や土砂崩れが発生している。そこで本稿では、これまで私が経験してきた大規模災害発生時における税務相談会の実務について紹介することで、今後、大規模災害が発生した場合の神奈川青税としての税務支援の在り方について問題提起していきたい。

II. 筆者の主な体験談

(1) 三宅島噴火～東京青税主催の相談会

伊豆諸島の三宅島では平成12年の6月から断続的に大規模噴火が発生し、9月1日には全島民の島外避難が決定された。その後、噴火活動は収まつたものの火山ガスの放出が続いたため、島民

の島外避難は平成 17 年 2 月まで続いた。

東京青税では島民の避難解除をうけて帰島者のための相談会を企画し、筆者は平成 18 年 4 月の第二回目の相談会に神奈川青税の有志とともに参加した。すでに避難解除から 1 年以上が経過していたが、島内では未だに断続的に火山ガスの噴出が続いており、渡航者全員にフィルター付き防塵マスクが配られた。現地では二日にかけて相談会を実施したが、税務に関する相談よりも火碎流等で埋め尽くされた土地の境界の確定その他近隣者トラブルなどの法律相談が多かった。

(2) 東日本大震災～日税連主催の相談会

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では大津波と原発の放射能汚染など歴史的大被害をもたらした。地震発生の時期はちょうど確定申告期であり、神奈川県でも大規模停電の発生によって市民生活が大混乱したことは記憶に新しい。

この東日本大震災被災者の確定申告のために、まず平成 24 年 3 月の確定申告期には東北会と東京会の共催で被災者向け相談会が開催された。その翌年の平成 25 年 3 月期から平成 29 年 3 月期までの 5 年間は、日税連主催で日本全国の 15 単位税理士会から各会 2 名ずつ派遣されて、仙台で被災者向け相談会が実施された。筆者は相談員募集の告知に応募し、平成 27 年から平成 29 年の 3 年間、東京地方会からの相談員として派遣された。

全国から集まった 30 名の相談員は相談会の前日に仙台に集合し、被災者のための特例措置（詳細は後述）についての事前研修を受け、かつ、一人一台ネット接続された PC が与えられた。しかし、二日間実施された相談会で実際の被災者から聞いた話は前述の朝ドラのエピソード以上であり、単なる税務相談を超える体験であった。

(3) 熊本地震～日税連主催の相談会

平成 28 年 4 月、熊本県と大分県で最大震度 7 の大地震が発生し、熊本県益城町では東日本大震災を上回る史上最大の揺れが観測された。この熊本地震では大地震の揺れによる建物倒壊の被害が中心であり、熊本城の屋根や石垣が崩壊したニュース映像は衝撃的であった。

日税連は東日本大震災のときと同じく全国 15 単位会から相談員を派遣して、平成 29 年 3 月期

から平成 31 年 3 月期まで 3 年間にわたり被災者向け相談会を開催した。ただし、熊本では予算削減の観点から各会 1 名ずつの派遣であった。筆者は仙台での相談会経験者として急遽指名され、平成 29 年 3 月期の熊本での相談会に派遣された。すなわち平成 28 年分の確定申告期には、平成 29 年 2 月には熊本、3 月には仙台での被災者相談会に参加したことになる。

この年の熊本相談会は災害発生の初年度ということで、「災害損失額の算定」が主たる相談内容であった（詳細は後述）。しかし、被災から 1 年近くたっても未だに損害程度等が確定できない相談者も多く、その場合の翌年への繰越処理なども多かった。さらには災害助成金の申請その他税務以外の相談もあって、仙台での相談会とは違った難しさがあった。

III. 災害発生時の税務処理

(1) 原則

災害発生時の税務については、従来から各種規定が設けられている。「申告納税期限の延長」、「納税猶予」、「納税の減免」など手続法上の規定に加え、実体法上も各税法に災害関連規定が設けられている。例えば、所得税法では「資産損失（所 51）」や「雑損控除（所 72）」、「純損失の繰越控除（所 70）」、「雑損失の繰越控除（所 71）」などが定められており、さらには「災害減免法」などによって救済が図られる。これらの規定自体は税理士としては身近なテーマではある。しかし、実務の現場では、まずは「雑損控除」や「雑損失の繰越控除」などの前提となる「損失の額」をどのように計算するのかが重要な問題となる。

例えば雑損控除の対象となる損失の額は、原則としてその損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（時価）を基礎として計算するとされている（住宅等の被災直前の時価相当額 × 被害割合 - 保険金等での補填額）。しかし、大規模災害が発生した場合に個別的に時価を算定することは事实上困難である。このため、これまでにも大規模自然災害が発生した場合には、その災害被害に応じて限定的な特例措置を設けて対応してきた。

(2) 震災特例法

東日本大震災における甚大な被害に対応するため、平成 23 年 4 月に「東日本大震災の被災者等

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）」が公布・施行された。ここに雑損控除の特例として「損失額の合理的な計算方法」が規定されている。

例えば、住宅等については「被災直前の時価」に代えて「住宅等の取得価額から減価償却累計額を控除した額」又は「固定資産税評価額に一定の割合を乗じた金額」を用いることとされ、また、「被害割合」についても、実務上は市役所等が発行する「罹災証明書」に記載される“全壊”、“半壊”、“一部損壊”という区分によって定型的に決定される。さらに家財の損害については、実際の損害額ではなくて、その家計の総所得金額や生計を一にする同居家族の数などを基にして所定の方法によって計算されることになる。

この震災特例法は東日本大震災の被災者に向けた特例法である。しかし、熊本地震の被災者相談会においても、この法律に規定される内容で損失額の計算がされたことを考えると、今後も大規模災害発生時には、この震災特例法の規定が準用されるものと思われる。ただし、損失の繰越控除の適用期間について、東日本大震災の時は例外的に5年間に延長されたにもかかわらず熊本地震の際には3年間のままだったというように、部分的な差異が生じることはあるので具体的な適用要件等については充分な注意が必要である。なお、私が参加した日税連主催の被災者相談会について、仙台では5年間開催されたのに対し、熊本では3年間だったのは、この繰越控除の適用期間の違いに起因している。

ところで、このような簡便的計算は、速やかに損害額を計算できるというメリットの反面、納税者の個々の事情が反映されないデメリットが生じる。特に罹災証明書に記載される損害程度の判定が税務だけでなく公的支援等の条件となるため、被災者の利害に大きな影響を与えることになる。

IV. 大規模災害被災時の税理士の役割

(1) 税務支援

税理士法第49条の2第2項では、税理士会の会則に定めるべき事項の一つとして「委託者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定（同項9号）」が掲げられており、これがいわゆる「税務支援」の根拠とされている（東京地方税理士会会則 第60条参

照）。この税務支援業務の一つが我々に最も身近な確定申告期の無料相談であり、また、日税連が実施した東日本大震災や熊本地震の被災者向け相談会も税務支援業務の一環として実施されたものである。

(2) 災害関連税務

東日本大震災以後、「災害関連税務」は一つのトピックとなっている。震災特例法も平成23年9月に一部改正がされ、また、平成29年の税制改正では住宅ローン控除等について災害に関する包括的な税制上の措置が定められた。税理士として、これらの税制改正の動きに対応すべきことは当然の責務であるが、残念ながら一般的にはあまり認知されていないようである。市販の雑誌記事などでも「災害関連税務」のテーマを目にすると、その内容はありきたりの税法解説にとどまり、実務的には不充分な内容であると言わざるえない。

仙台の相談会で一緒になった近畿会からの税理士によれば、近畿会では過去に阪神淡路大震災を経験したこともある、大規模自然災害が発生した場合の対応について日ごろから研修会等を開催しているとのことである。この点、筆者は当時の東京地方会の役員の方々に仙台や熊本での相談会の報告をした際に、災害関連税務に関する研修会や被災者向け相談会の開催を提案したのだが、残念ながら未だに実現していない。東京地方会が対応しないのであれば、それに代わって私たち神奈川青税が納税者支援の観点から災害関連税務に関する勉強会を開催し、また、被災者向け相談会の準備をすることを提案したい。仮に神奈川青税単独ではないにしても、例えば、東京青税、千葉青税、埼玉青税との首都圏青税の共催、又は、観点を変えて、神奈川青法協や神奈川青司協との神奈川三青会主催の企画としても充分に意義があるものと考える。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思う。

V. 付記

仙台や熊本での相談会前日の事前研修の終了後には、日税連の役員や相談員全員で被災地の見学ツアーが設定されていた。仙台から大型バス3台で、最大8mの津波襲来によって町全域が跡形もなく全滅した宮城県臨海部の閑上（ゆりあげ）地

区に行った。本来は家屋が立ち並んでいたはずの街並みが完全な平原になっており、その中に鉄筋の建物や歩道橋の残骸が点在している光景は壮絶であった。これに対して熊本では地震により道路に大きな亀裂が走っていたため大型バスが利用できず、30台のタクシーに分乗して最も大きな揺れを観測した益城町の町内を一周した。さらに崩れ落ちた熊本城姿を見て熊本県人の悲しみの大きさを実感した。

ところで、改めて東日本大震災で津波被害を受けた宮城県の地図を見ると、なんとなく神奈川県の形に似ていないだろうか。例えば、津波で大きな被害を受けた、宮城県の石巻、女川、そして先述の閑上は、おおむね神奈川県の鎌倉、逗子・葉山、平塚・大磯付近に対応する。近い将来に予想

されている東海・南海沖地震や首都圏直下型地震が発生した時には、これら神奈川県の沿岸地域にも大波浪が襲ってくる可能性が高い。このように考えると、東日本大震災や熊本地震での被災者の姿は、決して他人ごとではないのである。本稿をきっかけに、災害関連税務に关心を持っていただき、場合によると自らが被災した場合に直面するであろう問題解決のための一助にもなれば幸いである。

50周年記念式典再延期のお知らせ

50周年記念事業実行委員長 前田信哉

昨年度、当クラブは創立50周年を迎えました。本来であれば、皆様とともに盛大にお祝いをしているところでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一年間延期をさせていただき、本年10月2日（土）に開催する予定で準備を進めて参りました。しかし、その後も変異株が出現するなど、依然としてこの未知のウイルスの脅威は収まる気配がありません。

この様な状況下における記念式典開催の是非について、実行委員会で慎重に協議をした結果、今秋に皆様に安心してご参加いただくことは難しいと判断し、再度50周年記念式典を延期させていただくことと致しました。

楽しみにしていただいた会員の皆様には大変申し訳ございません。詳しい開催日程等は、後日改めてご案内させていただきます。この状況が収束した暁には、遅ればせながら会員の皆様とともに盛大に当クラブの50周年を祝いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

厚生行事

「ケアンズ＆シドニーオンラインツアーツアー」に参加して

久保園 大輔

2021 年 4 月 17 日に春の厚生行事（今年はコロナのため Zoom によるオンラインツアーツアーでした）である「ケアンズ＆シドニーオンラインツアーツアー」に息子と共に参加させていただきました。青税のオンラインツアーツアーは 2 回目の参加となります。1 回目は秋の厚生行事「四国こんびら観光」でした（こちらも親子共々お世話になりました）。今回は海外へ飛び出しオーストラリアを体験しました。私自身実際にオーストラリアへ行ったことはなく、オンラインで行けるということですごく楽しみでした。

オンライン上で司会進行の添乗員さん、現地リポーターのガイドさん（ケアンズとシドニーの各 2 人）計 3 人のガイドさんがいらっしゃいました。ケアンズとシドニーでは生放送で現地リポートをしていただきました。オーストラリアのコロナ新規感染者数はほぼいない状況が続いているそ



ハーバービュー

うです。そのためオーストラリアでは 4/17 現在マスクをしている人はほぼいません。（ガイドさんいわく義務があればする、義務がなければしないと徹底ができているようです）。実際上画面で見る限りもマスクをしている人は見当たりませんでした。

ケアンズ（キュランダ・コアラガーデン動物園）ではコアラ、ワラビー、ワニなどを見る事ができました。シドニーでは街並みや歴史的建造物のクイーンビクトリアビルディングも紹介してくれました。そしてシドニー中心部から目的地のオペラハウス・ハーバーブリッジ（最寄り駅はサーキュラキー駅）へ向かう途中もリアルタイムで伝えてくれました。路面電車、地下鉄（路面電車、地下鉄共にマスクをしている人はいません）に乗り換え、サーキュラキー駅へ到着します。駅からの景色が絶景です。2 番線からみるとハーバーブリッジとオペラハウスが一望できます。穴場だそうです。

現在コロナの影響により海外旅行者はいません。ただ、オペラハウスそばのオペラバーはお昼から満員です（夜中まで席が埋まっているそうです）。みんなマスクをしていません。このオペラバーも名所です。オペラハウス目的でなく、オペラバーが目的で訪れる方も多いそうです。

ハーバーブリッジについて現地リポーターさんから問題が出ました、ハーバーブリッジは何車線でしょうか？ 答えは 12 車線です。会員の皆さんも当たった方はいなかったと思います。私も 6 車線と答えて見事に外れました。内訳としては歩道①バス②電車③自転車④車⑤⑥だそうです。写真も見せてくれました。道幅は 48.8 m もあるそうで驚きました。

最後に今回のオンラインツアーツアーに参加させていただきましてありがとうございました。親子共々感謝しております。



オペラハウス



ガイドのテルさんとコアラ

// 研究会・研修会レポート //

事務所見学会・事務所経営 勉強会に参加して

菅原 亜実

2021 年 4 月 24 日、朝日税理士法人関内本店において、事務所見学会・事務所経営勉強会がありました。朝日税理士法人の代表社員税理士理事長である石井孝雄先生のお話は、最初から最後まで濃い内容でとても面白く、大変勉強になりました。

まず、事務所見学会では、石井先生にご案内していただきながら事務所の内部を見学させていただきました。事務所内はとても広く、会議室の数も多く、税理士法人としての規模の大きさを感じました。テレワークできる職場環境や会議スペースの環境も整っており、事務所内に IT に特化した方もいらっしゃるとのことでした。税理士業界でのデジタル化の動きや働き方の変化への対応についても、大変参考になりました。また、所内には、従業員の方からの要望で、コーヒーや紅茶などの他にもお味噌汁が出てくる紙コップ式自販機が置いてありました。（私は紅茶を一杯いただきました！美味しかったです！）従業員のためにより良い職場環境をつくる、とサラッとお話をされた石井先生の経営者としてのお考えには、とても感銘を受けました。

事務所見学会の後は、事務所経営勉強会ということで、石井先生の創業時のお話や税理士法人の経営者としての経験談などを話してくださいました。何よりも心に残ったのは「どんな税理士になりたいのか」というお言葉です。税理士法人の経営者となると、税理士としての仕事よりも経営者としての仕事が多いとのこと。税理士同士がぶつ

かり合いながら運営していくことの難しさも話してくださいました。一匹オオカミの開業税理士として税務のスペシャリストを目指すのか、税理士法人の経営者として経営をしていきたいのかなど、どんな税理士になりたいのか、どんな仕事をしたいのかが重要だというお話は、とても考えさせられました。

石井先生のユーモアに溢れたお話は大変興味深く、聞いているだけでやる気が湧いてきました。もっと色々なお話を聞きしたかったです！石井先生、お忙しい中貴重なお話をありがとうございました。また、研修準備をしてくださった皆様、ありがとうございました。



整理整頓された執務室



綺麗な打ち合わせスペース



石井孝雄会員





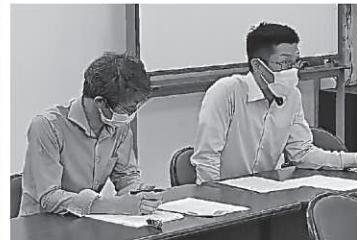
判例研究会のご紹介



第101回 判例研究会



第101回 判例研究会



第102回 判例研究会



Mitsuaki Iijima



143462 小島淳...



江成 結己



美穂 松浦



深沢智仁

ZOOM での参加者



第102回 判例研究会

新入会員紹介コーナー

- ①生年月日
- ②出身地
- ③趣味
- ④所属支部
- ⑤連絡先
- ⑥E-mail
- ⑦自己紹介、自己PR
- ⑧神奈川青税に期待すること
- ⑨自由に一言

稻葉 啓



- ①昭和50年2月25日
 ②神奈川県横浜市 ③サッカー
 ④神奈川支部 ⑤045-323-0023
 ⑥k.inaba09.biz@gmail.com
 ⑦一般の企業から税理士事務所に転職して10数年、今年6月の登録でようやく（所属）税理士になりました。まだまだできないこと知らないことが多いので、研修会等を通して勉強させていただき、先輩税理士の皆さんと議論できるようになりたいと思っています。
 ⑧この場をお借りしまして、参加させていただきました合格者祝賀会にて貴重な時間を過ごせましたこと、お礼申し上げます。独立性の強い職種と思っていましたが、相談できる仲間がいること、その仲間に温かく迎えていただけたことをとてもありがたく思っています。いろいろと相談できる仲間が増やせたら良いかなと思っていますので、できましたら気軽にお声をかけていただけますと助かります。
 ⑨現在はコロナ禍と言うこともあり実際にお会いする機会が少ないので残念ではありますが、活動を楽しんでいきたいと思います。オンラインでも皆さまとお話しできることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

4月27日に第101回判例研究会と7月10日に第102回判例研究会を開催しました。

第102回判例研究会からは、Zoomも利用したハイブリッド型研修会となり、多くの会員の参加がありました。

同一の事例について弁護士と税理士双方の評釈を発表いただき、発表後には事例について弁護士側と税理士側の意見交換やそれぞれのご経験談を聴くことができる貴重な研究会でございます。ぜひご参加ください。

あとがき

コロナ禍のなか、オリンピックもなんとか開催し、日本は全体的なメダル数と金メダルともに過去最多と、立派な記録を残してくれました。

さて私にとって初めての広報誌の編集作業となりましたが、金メダルとはほど遠い仕事ぶりとなってしまいました。自分の目の節穴ぶりに驚愕したり、日本語の難しさに戸惑ったりと、久しぶりに動搖してしまいました。こんな状況でもなんとか発行できたのは、他ならぬ執行部そして広報部の皆様の多大なご助力と励ましのお言葉のお陰でございます。楽しめる広報誌にできるよう頑張りますので、1年間どうかよろしくお願いします。

(K.I.)